

第二次遠野市健全財政5カ年計画

- 継続可能な財政基盤確立に向けた取組方針 -

平成22年11月

遠 野 市

目 次

第1	はじめに	...	P 1
第2	第一次健全財政5カ年計画の総括		
1	取り組みの成果	...	P 1
2	歳入の状況（決算ベース）	...	P 5
3	歳出の状況（決算ベース）	...	P 6
第3	現状での財政見通し	...	P 9
第4	基本的な考え方		
1	行財政運営の視点	...	P 10
2	基本方針	...	P 10
3	位置付け	...	P 11
4	計画期間	...	P 11
第5	財政健全化の方策		
1	改善項目に対する方策	...	P 11
2	予算編成システムの改革	...	P 17
3	平成27年度までの数値目標	...	P 19
第6	計画期間中の財政見通し	...	P 20
第7	健全な財政構造の構築に向けて	...	P 21

第二次遠野市健全財政5カ年計画

第1 はじめに

平成17年10月1日の新「遠野市」が誕生後5年間、遠野市は、新市まちづくり計画や遠野市総合計画・前期基本計画（以下「前期計画」という。）に基づいて、「まちづくり」を次のとおり進めてきました。

第一次遠野市経営改革大綱の策定及び集中改革プランによる経営改革
地域社会の変化に迅速に対応するための組織づくり
県からの権限移譲による市民サービスの向上 など

この結果、前期計画に連動する遠野市健全財政5カ年計画（以下「第一次財政計画」という。）が示した目標値を概ね達成しています。

平成23年度は、遠野市総合計画・後期基本計画（以下「後期計画」という。）が始まる年度です。

後期計画（平成23年度～27年度）では、将来の遠野市を見据えて行政基盤をしっかり構築するため、「第二次遠野市経営改革大綱（以下「第二次大綱」という。）」を定め山積する課題の解決に取り組むとともに大型事業を計画的に実施することとしています。

後期計画に登載されている事業を確実に実施するためには、安定した財政基盤の確立が不可欠です。

このことを踏まえ、平成27年度までの遠野市の財政運営の指針を定めるため、後期計画及び第二次大綱と連動した「第二次遠野市健全財政5カ年計画（以下「第二次財政計画」という。）」を策定します。

（注）本計画書は、一般会計とケーブルテレビ事業特別会計を合算した「普通会計」をベースに策定したものです。

第2 第一次健全財政5カ年計画の総括

1 取り組みの成果

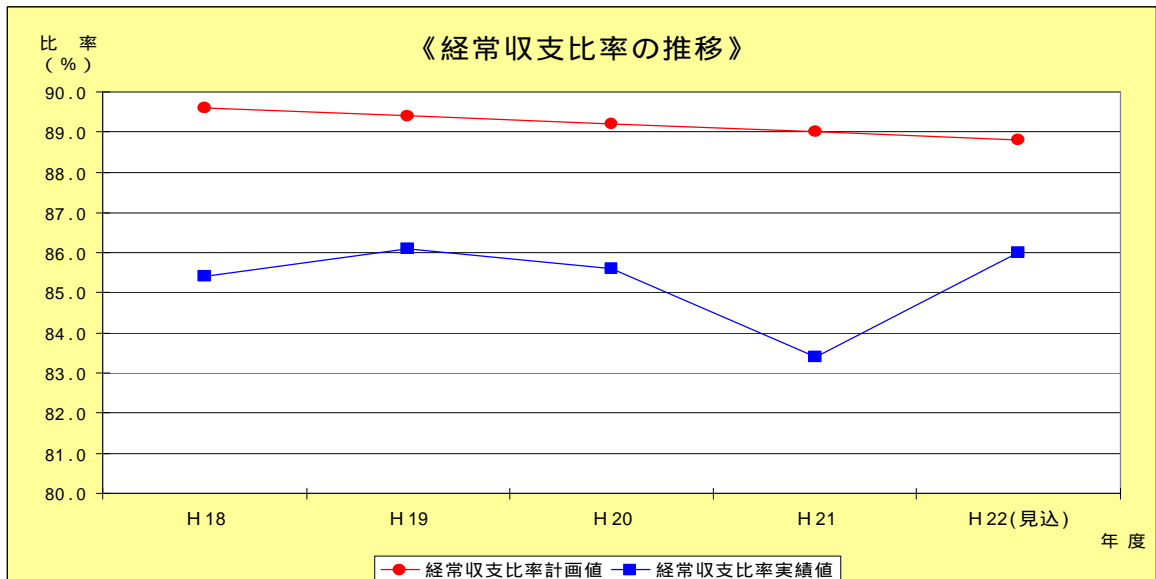
財政運営の健全化を図るため、第一次財政計画では、経常収支比率や公債費比率の指標の改善、使用料・手数料の適正化による歳入確保、定員管理計画による人件費の抑制や補助金の見直しによる歳出の抑制などに努めてきました。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、市税、普通地方交付税などの経常一般財源を人件費や扶助費などの義務的経費に充て、その残った財源を建設事業などの投資的経費にどれだけ充てることができるかを示す指標です。

この指標は、毎年度計画値を下回って推移する結果となり、財政の弾力性に向けて目標が達成される見込みです。

計画では平成18年度決算から毎年度90.0%以内とすることを目標としていました。結果としては86.0%前後で推移する見込みであり、この数値は県内13市の中で上位に位置しています。



(単位：%)

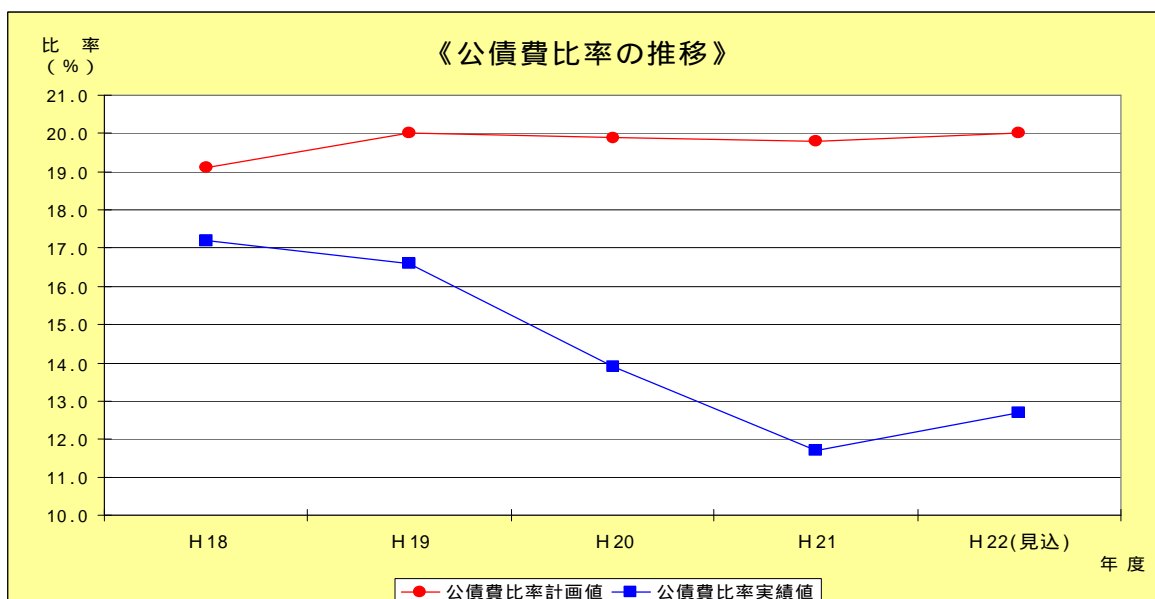
区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
経常収支比率計画値	89.6	89.4	89.2	89.0	88.8
経常収支比率実績値	85.4	86.1	85.6	83.4	86.0

(2) 公債費比率

公債費比率は、標準財政規模（地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総額）に対する元利償還金の一般財源の割合を示す指標です。

この指標も計画値を下回って推移する見込みです。

計画では平成18年度決算から毎年度20.0%以内とすることを目標としていました。結果としては平成18年度の17.2%をピークに年々減少し計画最終年度には12.0%台となる見込みです。この数値も県内13市の中で上位に位置しています。



(単位：%)

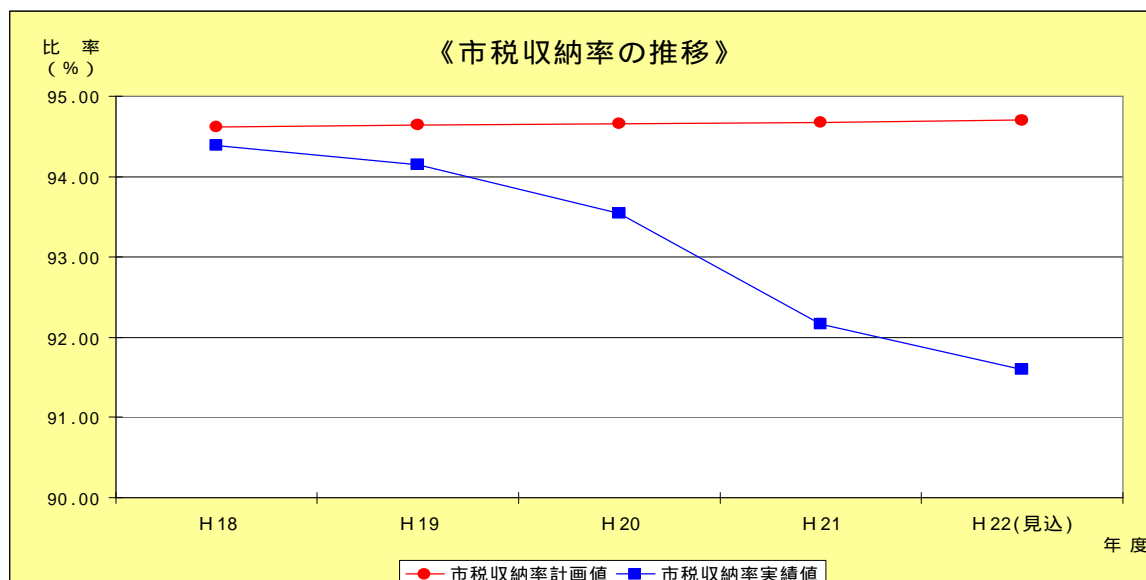
区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
公債費比率計画値	19.1	20.0	19.9	19.8	20.0
公債費比率実績値	17.2	16.6	13.9	11.7	12.7

(3) 市税収納率

市税収納率は、市税調定額に対する収入済額の割合を示す指標です。

この指標は、計画値を下回って推移しています。

計画では平成18年度決算から毎年度0.02ポイント以上増加させることを目標としていました。結果としては長引く景気の低迷により、平成18年度の94.39%をピークに年々減少し計画最終年度には91.60%程度となる見込みです。しかし、この数値は、県内13市の中では上位に位置しています。



(単位: %)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
市税収納率計画値	94.62	94.64	94.66	94.68	94.70
市税収納率実績値	94.39	94.15	93.54	92.17	91.60

(4) 市債残高

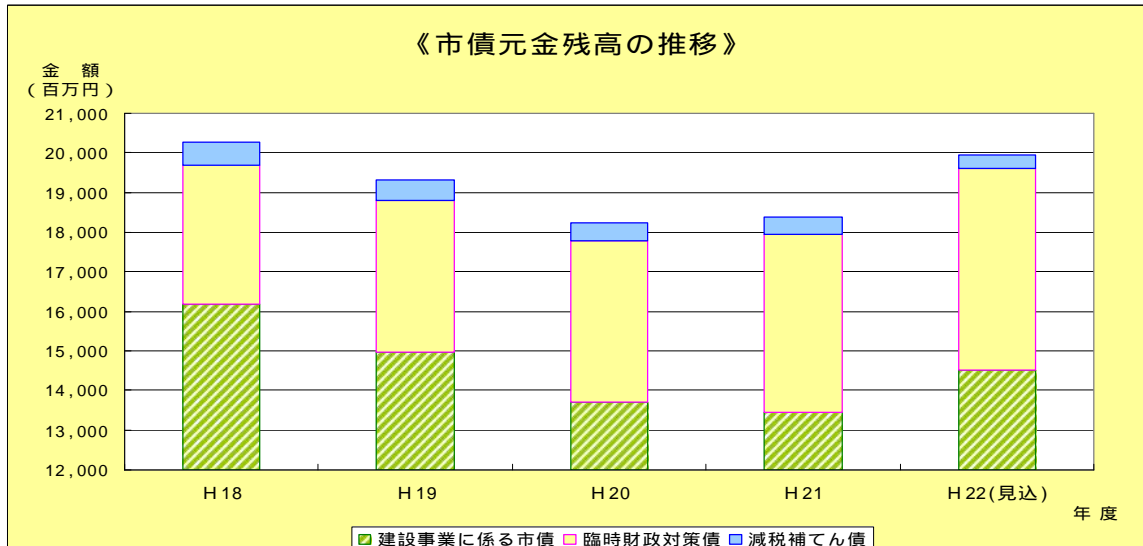
市債残高は、公債費抑制計画により次の条件で見込み平成22年度末に181億円台にすることを目標としていました。

- 1 臨時財政対策債を平成18年度までの発行とし、平成19年度から22年度までは、地方交付税が措置される。
- 2 毎年の元金償還額は、市債償還計画に基づいて設定する。
- 3 建設事業に充当できる市債の発行限度額は、年度平均17億円程度に見込む。

しかし、地方交付税が措置されない不足部分を臨時財政対策債（後年度に100%地方交付税の基準財政需要額に算入される市債）の発行で賅うという制度が継続されています。

このことから、臨時財政対策債、減税補てん債を含めた市債残高は、平成22年度末には199億円台となる見込みです。

なお、臨時財政対策債及び減税補てん債を除く建設事業に充当する市債の残高は、145億円台になる見込みです。



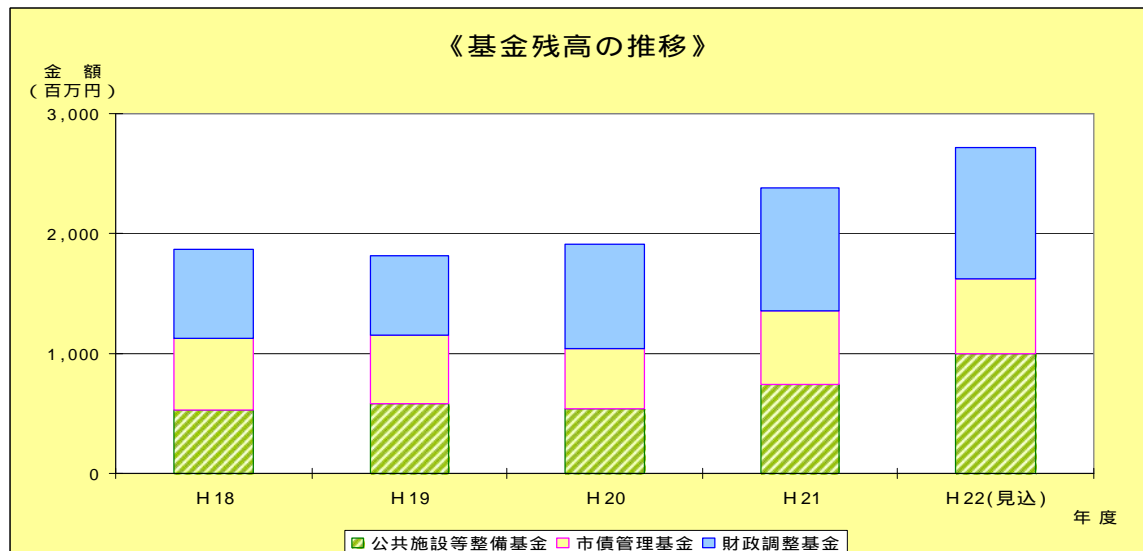
(単位: 百万円)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
市債元金残高	20,266	19,325	18,251	18,373	19,967
建設事業に係る市債	16,168	14,974	13,709	13,455	14,516
臨時財政対策債	3,525	3,826	4,067	4,495	5,082
減税補てん債	573	525	475	423	369

(5) 主要三基金の残高

主要三基金（財政調整基金、市債管理基金、公共施設等整備基金）の残高は、平成22年度末には1億6,000万円台となる見込みでした。

現時点では、主要三基金の残高が27億円台となる見込みです。



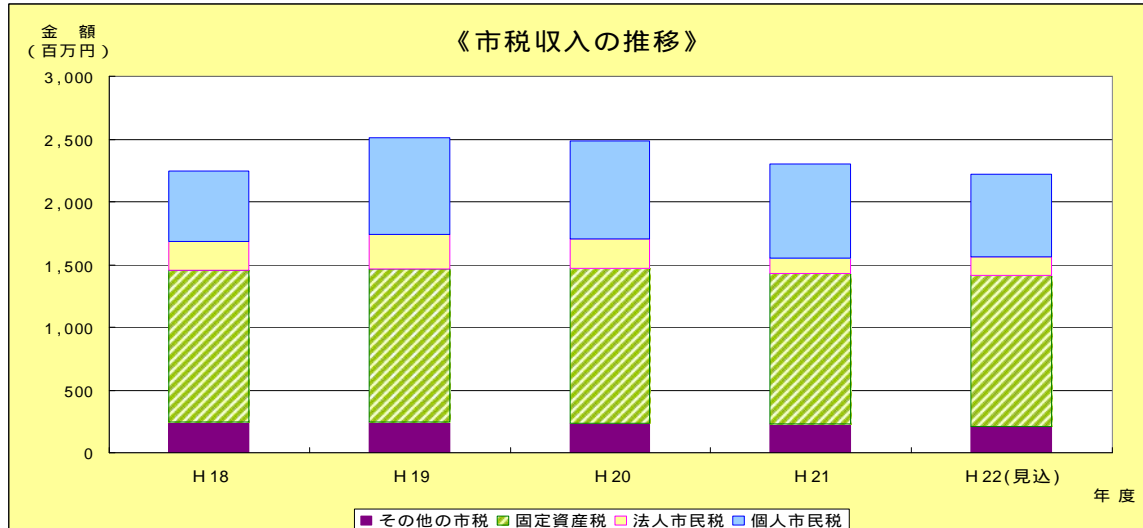
(単位: 百万円、%)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
主要三基金残高	1,867	1,819	1,915	2,380	2,719
財政調整基金	740	667	874	1,017	1,098
市債管理基金	597	570	507	625	625
公共施設等整備基金	530	582	534	738	996

2 歳入の状況（決算ベース）

(1) 市税

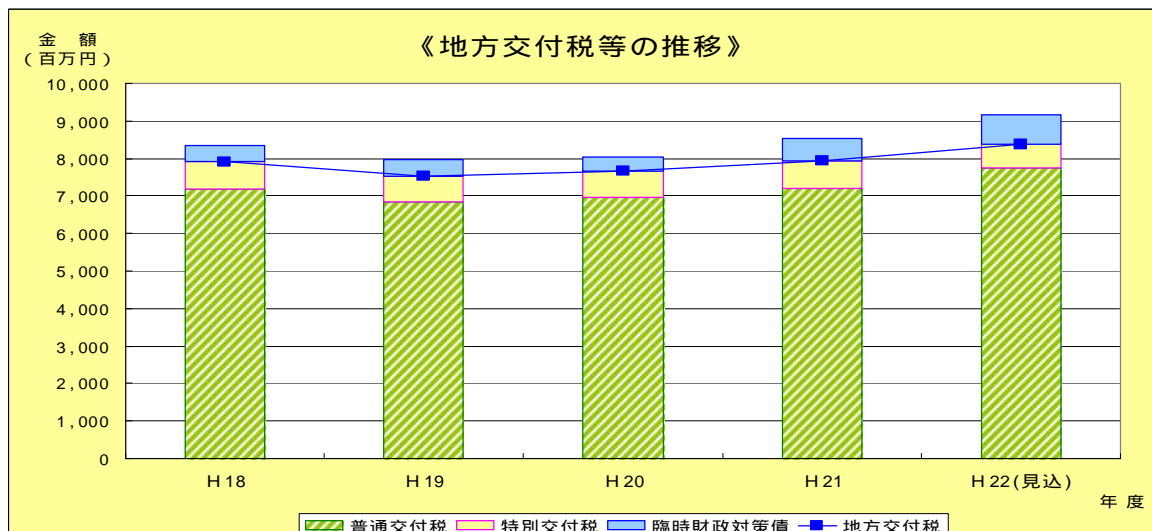
市税収入は、国の三位一体改革における国庫補助負担金の削減と地方交付税の抑制方針に伴う税源移譲、個人住民税のフラット化（比例税率化）が実施されたことにより、平成19年度に増加に転じましたが、平成21年度以降は景気の低迷により減少傾向が続いています。



(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22(見込)
市税収入	2,246	2,514	2,484	2,303	2,218
個人市民税	565	772	775	747	658
法人市民税	227	280	241	128	147
固定資産税	1,213	1,219	1,235	1,201	1,199
その他の市税	241	243	233	227	214

(2) 地方交付税



(単位：百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22(見込)
地方交付税	7,896	7,537	7,650	7,929	8,380
普通交付税	7,177	6,844	6,954	7,198	7,740
特別交付税	719	693	696	731	640
臨時財政対策債	459	417	390	605	789
計	8,355	7,954	8,040	8,534	9,169

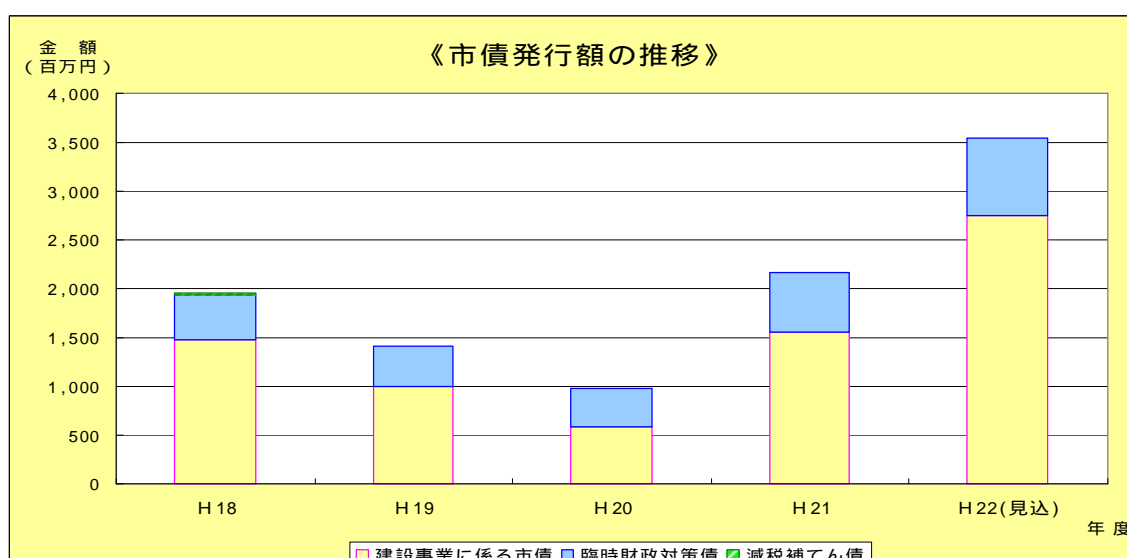
地方交付税は、国の三位一体改革により平成19年度に減少しましたが、平成21年度には雇用創出につながる財源として「地域雇用創出推進費」が、平成22年度には雇用創出及び農林漁業の活性化等に資する財源として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」などが設けられたため、増加傾向が続いています。

また、地方交付税の不足分は、臨時財政対策債の発行で賄われています。

(3) 市債

市債発行額は、一般財源となる臨時財政対策債を除く建設事業に充当できる市債に着目すると、平成20年度まで減少傾向にありましたが、平成21年度から増加に転じています。

これは、遠野北小学校大規模改造等事業や図書館博物館改修整備事業などの大型建設事業の実施が増加の要因となっています。



区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
市債発行額	1,956	1,413	978	2,159	3,540
建設事業に係る市債	1,478	996	588	1,554	2,751
臨時財政対策債	459	417	390	605	789
減税補てん債	19				

3 歳出の状況 (決算ベース)

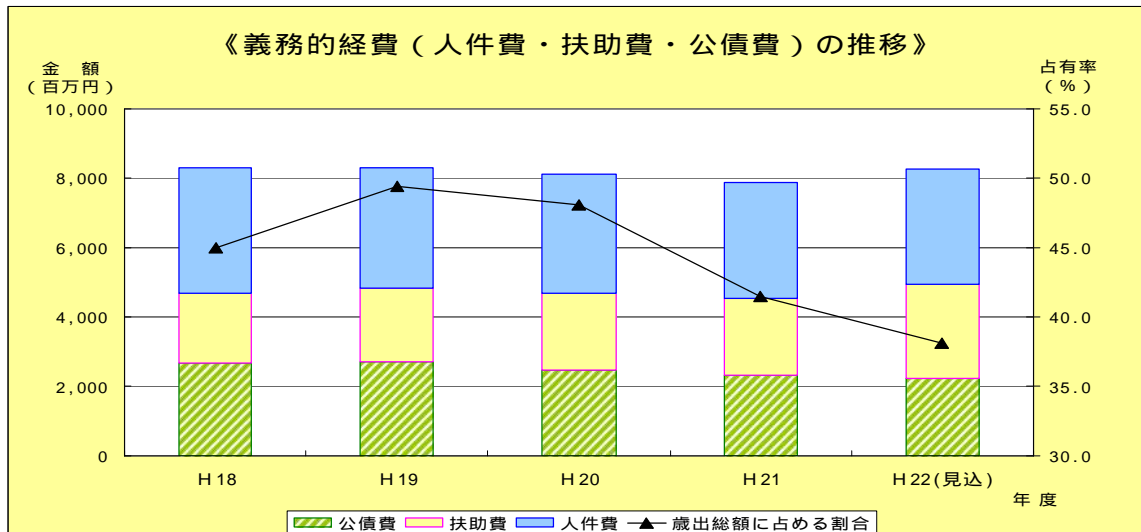
(1) 義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)

人件費は、定員管理計画に基づく新規採用者の抑制により減少しています。平成22年度は子ども手当 (職員への子ども手当の支給は職員手当に含まれる) が新設されましたが減少する見込みです。

扶助費は、年々微増で推移しましたが、平成22年度は子ども手当の新設により、大幅に増加する見込みです。

公債費は、市債発行額を抑制したことにより減少傾向にあります。

義務的経費全体では、平成21年度までは減少してきましたが、平成22年度は増加する見込みです。

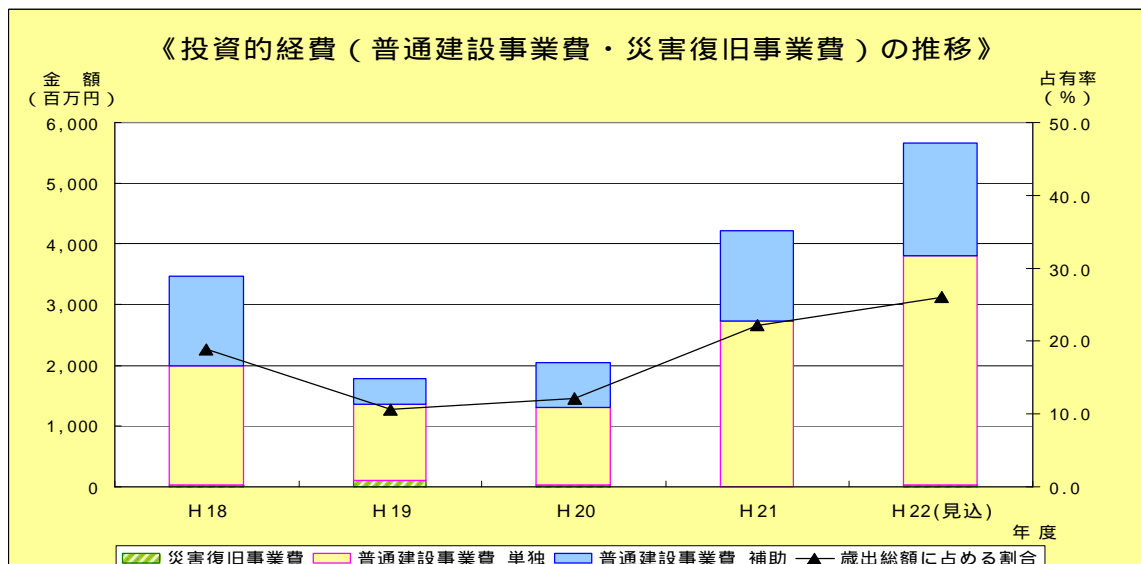


(単位：百万円、%)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
義務的経費	8,302	8,284	8,103	7,890	8,267
人件費	3,620	3,473	3,434	3,364	3,338
扶助費	2,000	2,115	2,196	2,188	2,695
公債費	2,682	2,696	2,473	2,338	2,234
歳出総額に占める割合	45.0	49.4	48.1	41.5	38.1

(2) 投資的経費（資産形成に係る経費で普通建設と災害復旧に分類される）

投資的経費は、経費の抑制及び重点化を図ったことから減少傾向にありました。しかし、平成21年度は博物館図書館改修整備事業等の実施、平成22年度は斎場整備事業や総合防災センター整備事業の実施により増加する見込みです。



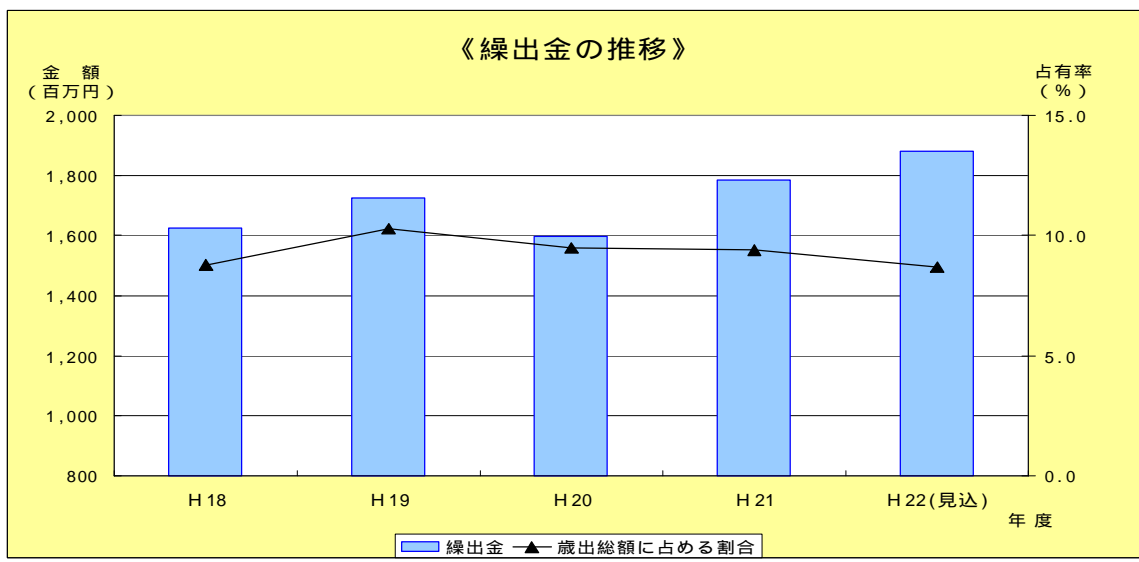
(単位：百万円、%)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
投資的経費	3,459	1,782	2,041	4,228	5,663
普通建設事業費_補助	1,467	422	723	1,497	1,862
普通建設事業費_単独	1,957	1,255	1,281	2,731	3,761
災害復旧事業費	35	105	37	0	40
歳出総額に占める割合	18.8	10.6	12.1	22.2	26.1

(3) 繰出金

繰出金は、平成20年度の約16億円という最低の額から増加傾向にあります。
 なお、前期での特別会計の動きは次のとおりです。

- 1 平成19年度に簡易水道事業が廃止され、水道事業会計に統合されました。
- 2 平成20年度に浄化槽整備事業特別会計が廃止されました。なお、浄化槽整備事業は一般会計で行われています。
- 3 平成20年度に後期高齢者医療制度が新設されました。



(単位：百万円、%)

区 分	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22(見込)
繰出金	1,625	1,724	1,599	1,784	1,879
国民健康保険_事業	204	201	167	178	277
国民健康保険_直診	36	41	44	22	32
老人保健	271	279	6	0	0
後期高齢者医療			350	381	404
介護保険_事業	348	393	354	409	422
介護保険_サービス	4	0	1	3	0
浄化槽整備事業	1	5			
簡易水道事業	160				
農業集落排水事業	74	52	56	58	62
下水道事業	465	491	409	515	498
水道事業(公営企業)	62	262	212	218	184
歳出総額に占める割合	8.8	10.3	9.5	9.4	8.7

第3 現状での財政見通し

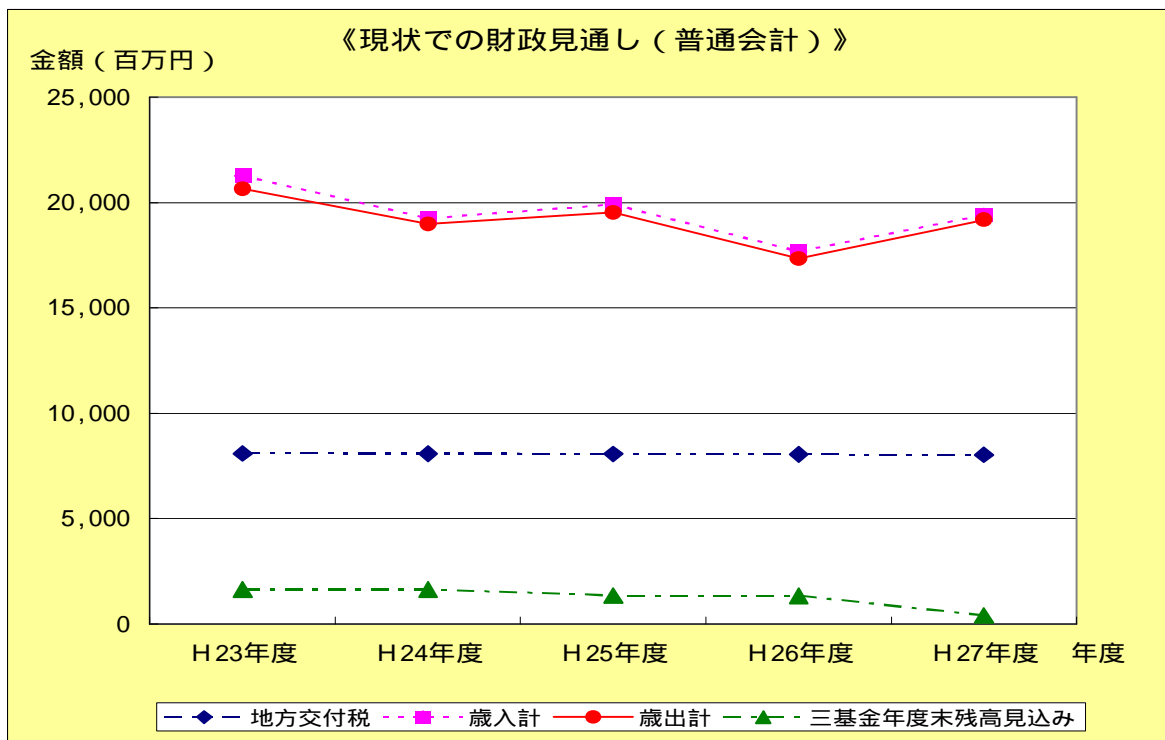
本市の財政構造は、歳入の4割強を依存財源である地方交付税が占める構造となっており、国の動向による影響が直接的に現れる体系となっています。このような本市の特徴を踏まえて今後を推測すると、政府の事業仕分けや補助金の一括交付金化などによる国庫補助負担金の削減と人口減少に伴う地方交付税の減額など、国からの財源が減少していくことは避けられない状況にあります。

自主財源の市税にあっても、景気回復が遅れているほか、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少すると予想されることから市税収入も減少傾向にあると見込んでいます。総じて、歳入全般において大きな増収は見込めないものと想定しています。

歳出では、人口構成の変化をはじめとする社会状況を反映して、構造的に増加していく扶助費や医療費、老朽化に伴う施設更新やそれらに係る維持管理費の増加、大型建設事業の実施により発行する市債の残高の累増による公債費の増加など、財政を圧迫する要因は数多くあります。

以上のことから後期の5年間も厳しい財政運営を強いられると予想されます。

しかし、合併後の10年間、本市に有利な財源としての普通交付税、合併特例事業債、過疎地域自立促進特別措置法の延長による過疎対策事業債、前期5年間で蓄えてきた主要三基金を有効活用し、自立的な財政運営を行い、合併による有利な財源が縮小していく平成28年度以降においても、しっかりまちづくりを行うための行財政基盤の構築を計画的に実施していかなければなりません。これらを踏まえた中で、将来の財政見通しを一定要件のもとで推測すると、平成27年度の主要三基金の残高は約4億円となる見込みです。



《試算方法の概要》

- 1 試算期間 平成23年度から平成27年度までの5年間の試算。
- 2 一般会計及びケーブルテレビ事業特別会計を合算した普通会計ベースでの試算。
- 3 歳入
平成23年度地方財政計画に基づくとともに、その他については現行の行財政制度に変更がないものとして推計した。
 - (1) 市税 税目ごとに経済指標、過去の実績等により試算。
 - (2) 地方譲与税交付金等 経済指標、過去の実績等により試算。
 - (3) 地方交付税 普通交付税の基準財政収入額については税目ごとの推計値、基準財政需要額については事業費補正、公債費の積上げ等により試算。
 - (4) 国県支出金 投資的経費及び扶助費に係るものは各事業費から算出し、その他経費については過去の推移及び歳出項目ごとの財源充当の状況を勘案して推計。
 - (5) 市債 投資的経費における起債充当率等を勘案して推計。財源対策債及び臨時財政対策債は引き続き措置されることとして試算。
 - (6) その他 過去の推移、歳出項目ごとの財源充当の状況を勘案して推計。また、主要三基金及び特定目的基金を活用することとした。
- 4 歳出
各費目において項目別に経費を積上げ集計し、所要の調整を行った。
 - (1) 義務的経費
 - ア 人件費 現在の人員を基礎として、定員管理計画を考慮し、定年退職者は積み上げて試算。
 - イ 扶助費 過去の推移等を勘案して推計。
 - ウ 公債費 既発行分は償還年次計画額の積み上げにより、今後の発行分は後期基本計画掲載事業額に基づき現行の発行条件により試算。
 - (2) 投資的経費 後期基本計画に掲げる事務事業を考慮して試算。
 - (3) その他経費 過去の推移等を勘案して推計。

第4 基本的な考え方

1 行財政運営の視点

前期5年間において、主要三基金を当初の計画額を大きく上回る27億円蓄え、ある程度安定した財政基盤を構築してきました。

後期においては、この財政基盤を維持しつつ、市民サービスの源泉となる施設の整備や更新をしっかりと行い、将来にわたって継続的にサービスの提供ができる環境を整えることとし、「第二次大綱」に基づく「第二次財政計画」をより実効性のあるものとするために、次の視点を踏まえ全庁をあげて行財政運営に取り組むこととします。

- (1) 多様化・高度化する市民ニーズへの的確な対応
- (2) 後期基本計画に登載された重点事業の計画的な推進
- (3) 既存の事務事業の見直し
- (4) 「地域総合力」に根差した行財政改革の実施

2 基本方針

行財政運営の推進にあたっては、平成19年に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」に規定する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を健全範囲に維持しつつ、成果を重視した簡素で効率的な行財政運営の確立を目指すため、次の基本方針を掲げることとします。

- (1) 歳入歳出について聖域を設けず見直しを行います。
- (2) 主要三基金（財政調整基金、市債管理基金及び公共施設等整備基金）の計画的な

活用により、収支バランスを保ちます。

- (3) 健全化判断比率のうち実質公債費比率に着目し、同比率を起債許可団体とならない18%未満に維持するため、計画的な市債の発行に努めます。

実質赤字比率 = 実質収支（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額）の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率 = 全会計を対象とした実質収支の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 = 元利償還金と準元利償還金（特別会計への繰出金や組合等への負担金などのうち、起債の償還に充てたと認められるものなど）の標準財政規模に対する比率
将来負担比率 = 公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率

3 位置付け

第一次財政計画では、特にも「歳入歳出の適正化」「事務事業の効率化」「職員数の削減」など、主に総量規制（枠配分方式など）、いわゆる量的抑制に重点をおいて財政健全化に取り組み、大きな成果をあげてきました。

第二次財政計画は、これまでの財政健全化への取組みを継承し、さらに健全な財政運営が将来にわたって確保できるよう、財政規律を定め自主的に財政の健全性を維持していく財政体質を確立する方向性を示すものです。

また、第二次財政計画は平成23年度から始まる「後期計画」の財政基盤を確立するために実施するものです。

4 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5カ年とします。

第5 財政健全化の方策

厳しい財政状況を克服し、強固で、弾力性のある財政体質を確立するために、項目ごとにその実施方策や改善目標などを次のとおり定め、平成23年度以降の予算に反映させていくものとします。

1 改善項目に対する方策

(1) 諸計画の見直し

長期計画である市総合計画などの各種計画も併せて見直し、第二次財政計画の実効性を確実に担保するため、改革できるものから順次取組みます。

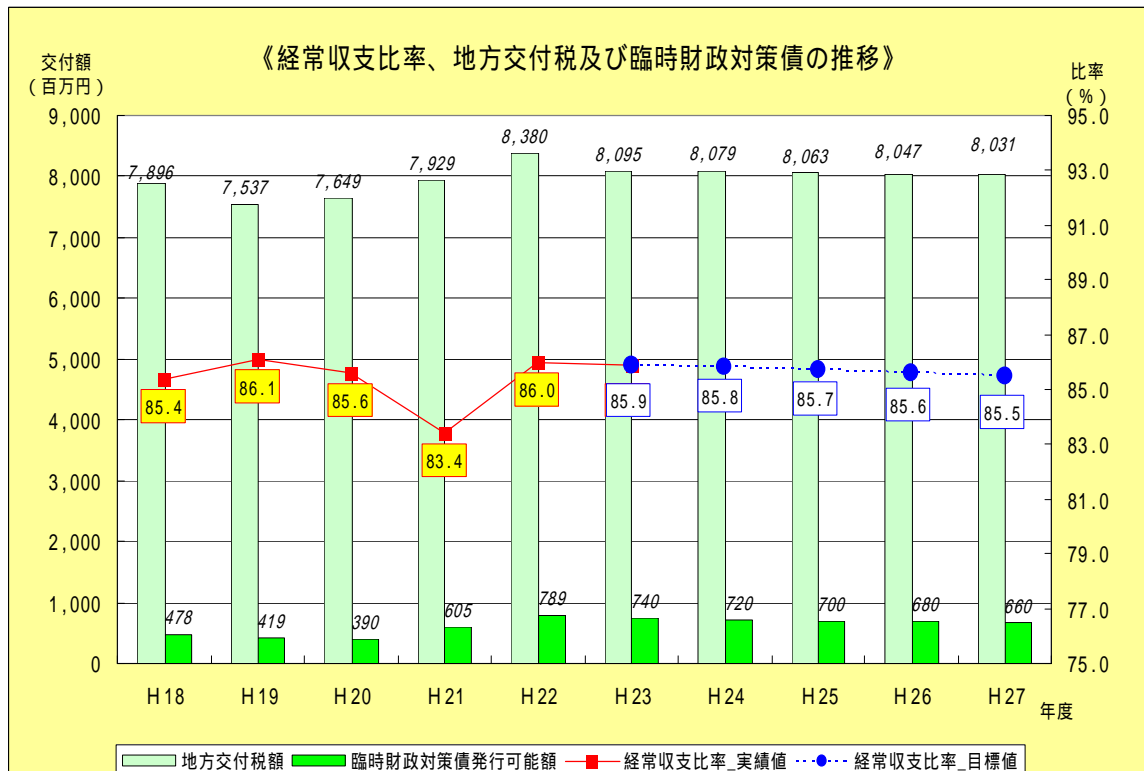
(2) 財政指標の維持

ア 経常収支比率の維持

経常収支比率は、市税などの一般財源を人件費などの義務的経費に充て、その残った財源を建設事業などの投資的経費にどれだけ充てることができるかを示す割合で、財政の健全化を測る重要な指標です。

財政の健全性を確立するためには、義務的経費の抑制に努め、経常収支比率を引き下げて投資的事業への財源を確保することが最も重要であることから、経常収支比率の動向に注目し、この抑制に最大限の努力を払い、平成22年度決算が

ら毎年度 86.0%以内 を達成することを目標とします。



イ 実質公債費比率の維持

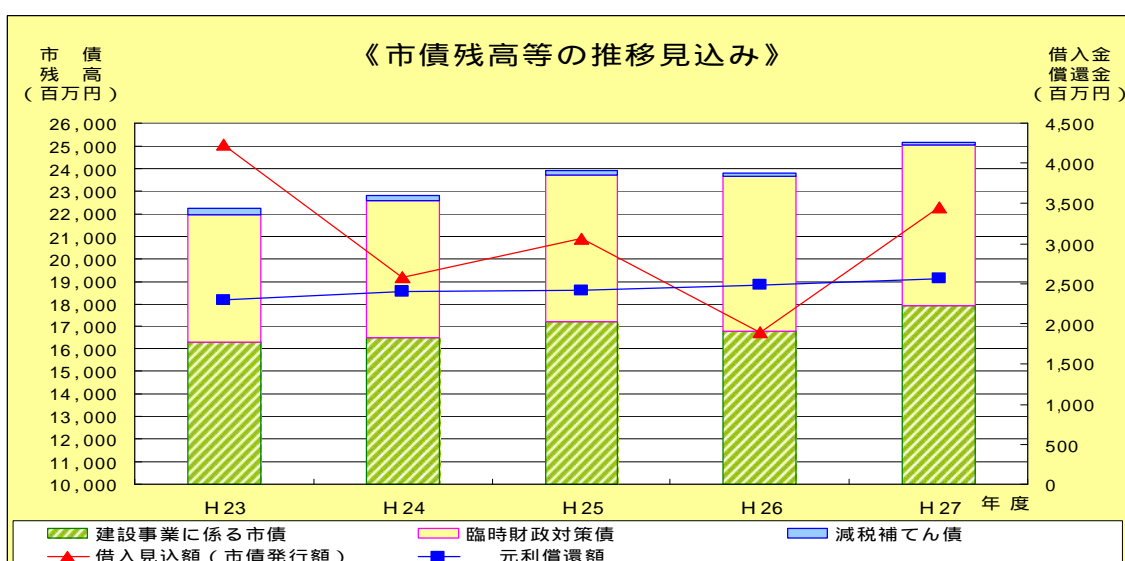
実質公債費比率は、標準財政規模に対する元利償還金と準元利償還金（特別会計への繰出金や組合等への負担金などのうち、起債の償還に充てたと認められるものなど）に充てた一般財源の割合を示すもので、財政構造の弾力性を判断する重要な指標のひとつであり、18%以上になると国から許可を受けなければ起債できません。

この比率が高いことは、市債の元利償還金が多いことを示し、結果として将来債務の増加を招くこととなります。しかし、市債は一方で、都市基盤整備を推進していく上で、貴重な財源のひとつであり、また、世代間の負担の公平という観点からも市債は有効であることから、計画事業の財源として、実質公債費比率をはじめとした財政指標に配慮しながら、活用を図らなければなりません。

これらのことから、市債発行額をシュミレーションした結果、計画期間内の5年間の累計発行額が152億円程度（平均30億円/年度）であれば、実質公債費比率を18%未満に維持できることから、この範囲内での市債の有効活用を図っていくものとします。

(単位：百万円、%)

区 分	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	計
借入見込額	4,226	2,573	3,059	1,894	3,451	15,203
建設事業に係る市債	3,486	1,853	2,359	1,214	2,791	11,703
臨時財政対策債	740	720	700	680	660	3,500
償還見込額 A	2,294	2,400	2,421	2,482	2,572	12,169
元金	1,956	1,996	1,980	2,002	2,077	10,011
利子	338	404	441	480	495	2,158
公債費充当する特財額 B	78	78	78	78	78	390
一時借入金利子額 C	7	7	7	7	7	35
償還見込額（一般財源）	2,223	2,329	2,350	2,411	2,501	11,814
元金 A - B	1,878	1,918	1,902	1,924	1,999	9,621
利子 A + C	345	411	448	487	502	2,193
公債費合計	2,301	2,407	2,428	2,489	2,579	12,204
市債元金残高（年度末）	22,238	22,815	23,894	23,786	25,160	
実質公債費比率	14.1	14.9	15.6	16.3	17.0	



(単位：百万円)

区 分	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
市債元金残高（年度末）	22,238	22,815	23,894	23,786	25,160
建設事業に係る市債	16,327	16,488	17,207	16,801	17,935
臨時財政対策債	5,596	6,067	6,482	6,837	7,099
減税補てん債	315	260	205	148	126
借入見込額（市債発行額）	4,226	2,573	3,059	1,894	3,451
元利償還額	2,294	2,400	2,421	2,482	2,572
建設事業に係る市債	1,933	2,000	1,972	1,978	2,019
臨時財政対策債	302	341	390	445	529
減税補てん債	59	59	59	59	24

元利償還額は一時借入金利子額を含めない。

また、後年度に 100%地方交付税の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債を除く建設事業に充当した市債の市民一人当たりの残高は、次のように推移する見込みです。

(単位：千円、人)

	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
市民一人当たり市債残高	548	564	600	598	651
人口見込み	29,775	29,215	28,655	28,095	27,533

人口見込みは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」による。

(3) 的確な歳入の確保

現在の経済状況において、課税標準（所得や土地の価格等）の上昇が見込めないことから、収納率の改善にポイントを置いて、市税収入の確保を図ります。

このため、収納率の改善に向け、市税等収納対策プロジェクトで実施している戸別訪問や強化月間を設けた集中的な対応などの対策を引き続き実施するとともに、特に悪質な滞納者については、法的手段も含めて滞納整理を強化します。

平成22年度当初予算での市税全体の収納率は90.90%と見込んでいますが、税負担の公平という観点からも収納率の改善が急務であり、平成23年度当初予算の収納率を91.30%まで引き上げることが目標とします。

また、税外収入についても個々に収納率の目標を設定し、各年度の予算に計上することで、その実行を確実なものとし、歳入の確保を図ります。

さらに、受益者負担の公平という観点から3年毎に適正なコスト計算に基づく使用料・手数料の見直しに着手するとともに、減免規定の適正化についても検討します。

ア 税収等の確保

市税の滞納は、厳しい財政状況を更に厳しくしています。これは財源確保という意味のほか、税負担の公平性、あるいは納税者である市民感情からも放置できない問題です。この対応については、現在、市税等収納対策プロジェクトを設置して積極的に取り組んでいます。更に徴収システムの見直しなど徴収体制の強化を図り対処します。

(ア) 滞納者については、景気の低迷等々の影響が大きく、滞納せざるを得ない状況も理解できますが、行政は税収が基本で成り立つものであることから適切な納税指導を行います。特に、悪質なケースについては、差し押さえも辞さない厳しい対応を行います。

(イ) 徴収方法のあり方のなかで、徴収コストも考慮し、徴収の委託化についても更に研究します。

(ウ) 適正な税の賦課の面から、所得の未申告者の把握や償却資産の課税客体の把握などを徹底します。

(エ) 税外収入についても、収納体制の強化を図り対処します。

(オ) 納めやすい環境整備の構築を検討します。

イ 受益者負担（使用料・手数料）の適正化

使用料・手数料は、市が任意に定められる主要な財源であり、市民の負担は低ければ低いほど楽であり喜ばれますが、その分、一般財源での負担が増えることになり、結果的に利用しない（サービスを受けない）市民との間で公平性を欠くこととなります。

(ア) 市民に収支の実態を公表し、額の設定に理解を得られるように努力します。

引き上げが大幅になるような場合には、緩和措置なども考慮します。

(イ) 見直しに際しては、多面的な視点に立って3年を目安に定期的に見直します。

ウ 遊休地の処分

市有地のうち、遊休地及び行政効果の乏しい土地などについて、財源確保の観点から、今までの経緯にこだわらず積極的に貸し付け、または売払うなどの処分を進めます。

エ その他の歳入の確保

- (ア) 斎場のリニューアルに伴い以前より設備が充実し、サービスが向上することから、有料化を検討します。
- (イ) 歳計現金等の資金については、効率的な運用を図ります。
- (ウ) 中学校再編に伴う学校跡地の積極的な利活用について検討を進めます。

(4) 歳出の抑制

ア 人件費の抑制

退職補充のための新規採用者を定員管理計画に基づき抑制するとともに、任用や給与制度の見直しなど、人件費の総額の抑制を図ります。

- (ア) 行政の守備範囲を抜本的に見直し、行政が本来的に行うべき事業を十分に見極めるとともに、効率面から非常勤職員の配置、民間への委託等を進めます。
- (イ) 職員の給与水準については、給与体系の見直し、早期退職の促進、その他給与の運用面について検討し、市民の納得が得られるようにします。

イ 補助金の見直し

補助金には、施設建設費の一部を助成するもの、市民協働という観点に基づく行政のパートナーとして市の施策を補完する奨励的なもの、または団体の運営に係るものなどがありますが、いずれも、住民や団体の活動を財政的に支援し、行政とは別の担い手により公共目的の達成を図ろうとするものです。

しかし、補助金の中には、補助対象や支出根拠が不明確なものなどがあるため、透明性・公平性・公益性の観点から補助金の適正化に向けた見直しを図ります。

- (ア) 統一的な基準を作り、例外なく全てについてゼロベースで見直し、必要に応じて廃止縮減を図ります。
- (イ) 補助金の既得権化を防ぐ意味からサンセット方式により、終期到来で終わりとし、または見直す機会とします。
- (ウ) 新規の補助金が必要な場合は、補助金総額の抑制からスクラップ・アンド・ビルド方式で行います。
- (エ) 特に、補助金の使途については、支給団体の事業計画、事業報告などにより目的に合っているか否かを厳密にチェックし、外部にディスクロージャー（内容公開）できるような状況を作ります。
- (オ) 補助事業の実施状況を本市のホームページに掲載して紹介します。

ウ 福祉施策（扶助費）の見直し

社会経済背景に基づく生活保護費の増や高齢者・障害者に対するきめ細やかな

施策の展開などにより、年々扶助費は増加し、財政を圧迫する大きな要因となっています。一方で、行政には真に必要な福祉サービスを見極め、時代に見合った施策の展開を推進することが求められていることから、扶助費についても適時適切な見直しを図ります。

見直しにあたっては、福祉施策として市の特色を表すものであることを念頭に置きつつ、特にも国・県の基準を超える市単独扶助費及び純然たる市単独扶助費について扶助費の性格を最大限考慮し、対象者の範囲の見極めや給付額の多寡など総合的な見地から見直しを図ります。

- (ア) 事業の必要性の再検証について、事業開始時に比べて現時点における事業の必要性・効果が、社会経済情勢の変化に伴い、大幅に変わってきていることから、実情にあった見直しを徹底します。
- (イ) 市単独扶助費における実効性のある所得（年齢）制限について、制限の基準が経済状況と合致しないため、実質的な制限となっていないケースが見受けられることから、実効性のある基準に改定します。
- (ウ) 対象者の負担能力に応じて、適正な自己負担額を求めるシステムを作ります。
- (エ) 福祉分野への民間事業者の参入が顕著である昨今において、官・民の適正な役割分担のもと、低廉で良質な民間のサービスの活用を最大限図ります。

エ 投資的経費の重点化

投資的経費のうち普通建設事業費については、原則として、後期計画または毎年行われる実施計画に登載された事業を中心に実施します。

災害復旧については、タイミングを失しないように取り組みます。

オ 歳出全般の抑制

施設の維持管理経費や内部管理経費については、これまで委託化、民営化など様々な手法を用いて、見直しを行ってきました。今後も一層の施設管理の合理化、事務の効率化を図ります。

- (ア) 各種審議会について、事業、事案の内容から見て、統合可能なものは積極的に整理し、経費の節減を図ります。
- (イ) 公営事業の独立採算制の強化について、中長期的な視点に立った経営計画の立案や経営の健全化・効率化を図るとともに所要の資金確保を図り、一般会計繰出金（＝税負担）の適正化に努めます。
- (ウ) 市がサービスの全てを行うのではなく、市民協働による行政サービスの提供についても検討します。

(5) 市民の理解と協力

行政用語は、市民の皆さんにはなじまない用語が多いことから、できるだけ分かりやすい表現を用いて、情報を適時に提供し、透明性を高め市民と行政との信頼関係を築き、その関係の上で行財政改革への理解と協力を求めていきます。

(6) 民間との役割分担

ア 公的関与の妥当性を再点検し、民営化を推進します。特に事務事業について、行政が実施すべき事業、過剰なサービス、民間部門に任せるべき分野かどうかの検証を進め、民営化可能な事務事業について、積極的な民営化を推進します。

イ 自治会、ボランティア団体やNPOなどの市民活動との協働を推進し、行政活動のスリム化・効率化を図ります。

ウ 公の施設を指定管理者制度の適用施設にさらに移行させます。公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ります。

(7) 国等への要望

国と地方の歳出純計に占める地方の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1であり、歳出規模と地方税収入との開きがあるといわれています。

地域主権は、市町村の自己決定権と自己責任の拡大であります。そのためには適切な財源が確保できなければなりません。よって、国及び関係機関に対し、財源のさらなる移譲を強く要望します。

(8) 市職員の意識改革

市職員は、自らの言動、行動に責任を持つことが重要です。厳しい財政状況を打ち破るのは市職員の知恵と工夫にほかならず、そのためには、課題を一人で抱え込まないで上司、同僚と「報・連・相」という良好の関係を築き、「やれば終わる」という信念のもとで事務事業の推進にあたります。

(9) 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に伴い複雑・多様化する行政ニーズへの的確な対応をするため、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織体制の整備を図ります。

(10) 財務書類の作成と公表

民間企業の会計手法である発生主義に基づく財務書類は、現行の官庁会計手法で見えなかった資産・債務等の財務情報を分かりやすく表します。

本市はすでに財務書類を総務省改訂モデルにより作成していますが、さらに財務書類の精度を高めるため「固定資産台帳の整備」、「資産の適切な評価」に取り組みます。

2 予算編成システムの改革

改善項目に対する方策のほか、財政の継続的な健全性を保つため、全体的な改善策として、予算編成システムを改革するとともに、新たな視点において重点的に取り組む

べきポイントを以下のとおり定めます。

(1) ゼロベースの視点に立った予算編成

ア 今まで予算編成で行ってきた「経常経費の一般財源要求枠設定方式」を廃止します。

イ 今まで実施してきた事業を単に継続するということではなく、現状（過去の実績）、課題、方針、効果等を検証し、根拠のあるデータを基に編成します。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

全庁的な視点での施策の選択と財源の重点化を図るため「スクラップ・アンド・ビルド方式」を基本とします。

(3) 補正予算の位置付け

これまでの補正予算の編成は、それを提出する議会の定例会開会時期との関係で、6月、9月、12月及び3月を基本の時期として実施してきましたが、それぞれの補正予算を次のとおり位置づけ、その編成を実施します。

補 正 予 算	6 月	当初予算成立後2～3ヵ月を経過しているにすぎないことから補正予算編成の必要性も少なく、また事務手続の簡素化、軽減の観点から補正予算を編成しない。ただし、政策的に重要なものについては、政策会議の決定方針に従い補正予算を編成する。
	9 月	地方交付税や国庫（県）補助金、前年度決算に基づく繰越金（歳計剰余金）等に係るもの、または当初予算編成時から半年を経て、その間に生じた事由に予算上も対処すべき必要性があることを明確に示すことができる場合に補正予算を編成する。
	12 月	国庫（県）補助金の認証の増減に伴うもの、給与改定に伴う人件費等を中心に補正予算を編成する。
	3 月	年度最終の予算調製とし、計数整理的な内容を中心に補正予算を編成する。ただし、経常的経費で軽微なものは決算で不用額として処理する。 また、最終的な歳入歳出予算の動向、特に依存財源の動向を可能な限り正確に把握した上で対処すべき必要性があることを明確に示すことができる場合にその月末に更に補正予算を編成する。
	随 時	災害対策等年度途中で生じた新たな事情に対処すべき必要性が生じた場合に補正予算を編成する。

3 平成27年度までの数値目標

- (1) 経常収支比率 … 86.0%以内
- (2) 実質公債費比率 … 17.0%以内
- (3) 市税等収納率の向上(現年分) … 毎年度0.02ポイント以上の増
- (4) 年度別目標

	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
経常収支比率	85.9%以内	85.8%以内	85.7%以内	85.6%以内	85.5%以内
実質公債費比率	14.1%以内	14.9%以内	15.6%以内	16.3%以内	17.0%以内
市税等収納率の向上	96.26%以上	96.31%以上	96.34%以上	96.38%以上	96.40%以上

(5) 改善項目に係る財源の試算

計画期間内の主要三基金の残高見込み額は、約4億円(第3 現状での財政見通し(P9)参照)となりますが、財政健全化対策を講じた場合の効果額を次のように試算しました。

平成23年度から本計画を実施した場合の、計画期間内の費目別効果の合計額は約7億円に達する見込みです。

(単位：百万円)

区 分	単年度効果額(目標額)						単純計
	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27		
歳入確保(+)	税収等の確保	7	7	7	7	7	35
	市税	3	4	4	4	4	19
	市税以外	4	3	3	3	3	16
	受益者負担の適正化	7	7	7	11	11	43
	市有地の有効活用及び売却	0	20	0	20	0	40
	計	14	34	14	38	18	118
歳出削減(-)	人件費の抑制	33	48	64	64	63	272
	福祉施策(扶助費)の見直し	41	42	53	45	47	228
	投資的経費の重点化	509	1,238	553	1,027	1,452	769
	市債の計画的償還	67	106	21	61	90	345
	その他の歳出	124	86	8	13	46	159
	物件費の見直し	17	18	19	13	17	84
	補助費等の見直し	50	20	7	17	48	42
	繰出金の見直し	57	88	4	9	15	117
計	558	1,224	555	972	1,572	627	
効果額単純計	572	1,258	541	1,010	1,554	745	
効果額累計	572	1,830	1,289	2,299	745		

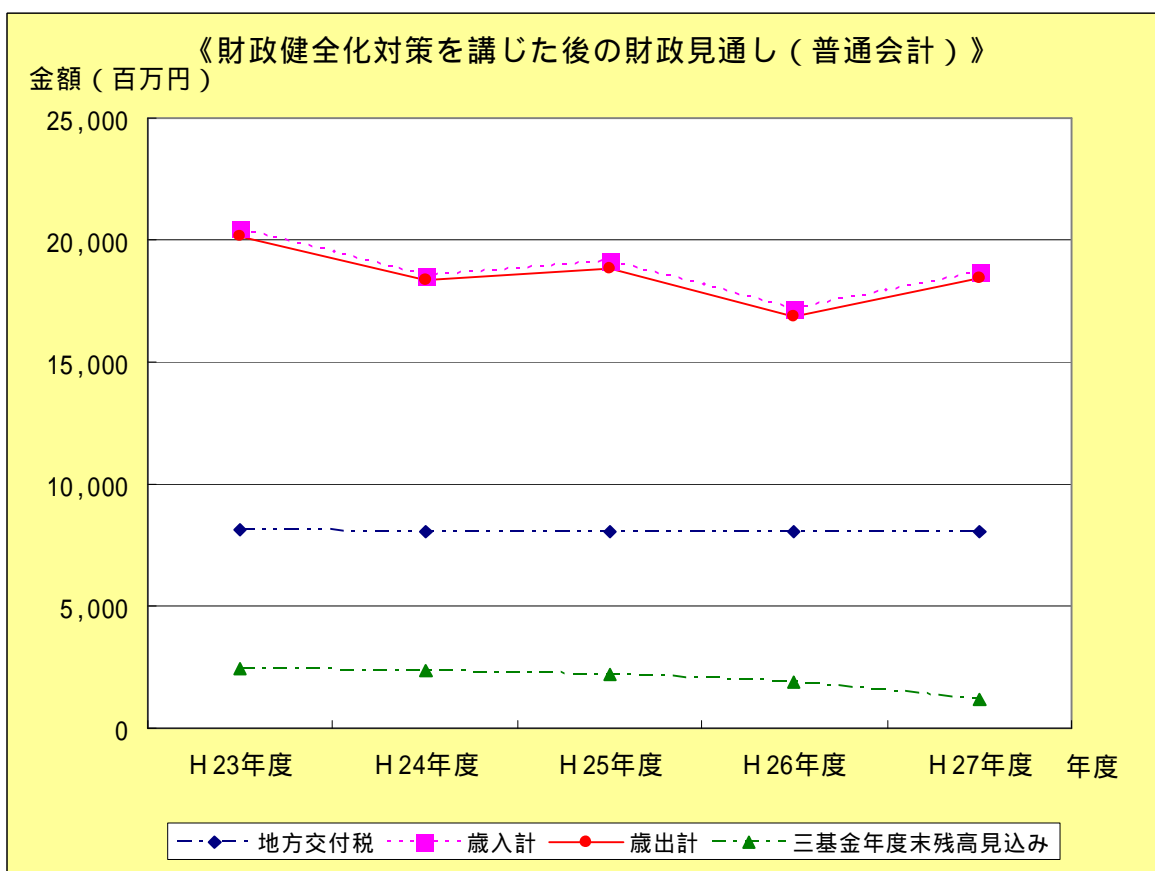
第6 計画期間中の財政見通し

計画期間中の財政見通しは、「第4 基本的な考え方（P10）」及び「第5 財政健全化の方策（P11）」に基づき作成しました。

財政健全化対策を講じたとしても平成23年度から平成27年度までの間に、約22億円の主要三基金の取崩しを見込まなければならず、基金取崩しに頼らない財政収支の達成を目指すためにも、今後さらなる財政運営における努力や予算編成過程における見直しを行う必要があります。

これらを踏まえ、今後において当初予算案と併せて社会情勢の変化や地方財政の動向を勘案し、「中期財政見通し」の修正を行い、かつ、市の財政状況を明らかにし、財政の健全化を図ります。

なお、財政の健全化対策を講じた後の財政見通し（普通会計）は次のとおりです。



基金の取崩しなどにより収支の均衡を図りながら、全力を挙げて見直し目標額以上の効果額を達成するよう取り組むとともに、毎年度フォローアップを行いながら、行財政改革を強力に推進することにより、財源の確保を図り、平成27年度までの収支見通しのさらなる改善に努めます。

財政健全化対策を講じた後の財政見通し（概算）

（単位：百万円、％）

区 分	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		
	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率			
歳入	1 市 税	2,244	1.2	2,168	3.4	2,137	1.4	2,108	1.4	2,014	4.5
	2 地方譲与税交付金等	704	1.1	697	1.0	691	0.9	684	1.0	678	0.9
	3 地方交付税	8,095	3.4	8,079	0.2	8,063	0.2	8,047	0.2	8,031	0.2
	4 国庫支出金	2,143	26.8	2,162	0.9	2,260	4.5	1,464	35.2	1,151	21.4
	5 県支出金	715	53.3	668	6.6	687	2.8	640	6.8	639	0.2
	6 市 債	4,226	19.4	2,573	39.1	3,059	18.9	1,894	38.1	3,451	82.2
	7 その他	2,340	11.3	2,194	6.2	2,208	0.6	2,341	6.0	2,694	15.1
	計 A	20,467	6.7	18,541	9.4	19,105	3.0	17,178	10.1	18,658	8.6
	うち 一般財源	12,305	3.9	12,185	1.0	11,985	1.6	12,040	0.5	12,399	3.0
歳出	1 義務的経費	8,342	0.9	8,442	1.2	8,452	0.1	8,494	0.5	8,568	0.9
	(1) 人件費	3,305	1.0	3,257	1.5	3,193	2.0	3,129	2.0	3,066	2.0
	(2) 扶助費	2,736	1.5	2,778	1.5	2,831	1.9	2,876	1.6	2,923	1.6
	(3) 公債費	2,301	3.0	2,407	4.6	2,428	0.9	2,489	2.5	2,579	3.6
	2 投資的経費	5,154	9.0	3,716	27.9	4,269	14.9	2,242	47.5	3,694	64.8
	(1) 普通建設事業費	5,114	9.1	3,676	28.1	4,229	15.0	2,202	47.9	3,654	65.9
	(2) 災害復旧費	40	0.0	40	0.0	40	0.0	40	0.0	40	0.0
	3 その他の経費	6,655	14.4	6,171	7.3	6,113	0.9	6,156	0.7	6,212	0.9
	うち 物件費	2,536	24.2	2,500	1.4	2,481	0.8	2,468	0.5	2,451	0.7
	うち 補助費等	1,360	3.5	1,380	1.5	1,387	0.5	1,404	1.2	1,452	3.4
うち 投出資・貸付金	310	1.3	310	0.0	310	0.0	310	0.0	310	0.0	
うち 繰出金	1,638	3.4	1,550	5.4	1,554	0.3	1,563	0.6	1,578	1.0	
	計 B	20,151	7.2	18,329	9.0	18,834	2.8	16,892	10.3	18,474	9.4
歳入 - 歳出 A - B		316		212		271		286		184	
三基金年度末残高見込み		2,439		2,349		2,159		1,849		1,148	

（注）普通会計ベースによる財政見通しである。

第7 健全な財政構造の構築に向けて

子育て支援施策の充実、高齢化社会に向けた総合的な地域福祉施策、基幹産業である農業をはじめとする産業振興、市街地の活性化と文化によるまちづくり、安心・安全な生活環境の整備などの重要政策課題に加え、地域主権改革の進展などに対応するため、自治体の役割はますます重要になっています。

しかし、財政状況はかつてない厳しい状況に置かれています。このため、厳しい財政状況を克服し、時代の変化に柔軟に対応可能な自主的・自立的で健全な財政運営の確立を目標として、「第二次健全財政5カ年計画」を策定しました。

これは、現在の市民だけでなく将来の市民のために健全な財政構造を構築していくための指針や数値目標をまとめたものです。将来の課題を的確に把握し、今できることに着実に取り組みながら、中長期的な視点に立った財政の健全化を行い、足腰の強い財政構造を目指します。

今後の財政運営にあたっては、この第二次健全財政5カ年計画に基づき、全庁を挙げて取り組むものとしします。